

令和8年度 川崎市立古川小学校 いじめ防止基本方針

1. 学校経営計画

教育関係法令・学習指導要	<b>学校教育目標[目指す子ども像]</b> <b>笑顔たくさん古川小学校</b> <b>～子どもたちが輝ける学校を目指して～</b> ①知) 主体的に学習に取り組める児童 ②徳) 豊かな心を持てる児童 (古川の心) 思いやりの心・認め合いの心・感謝(ありがとう)の心 ③体) 健やかな体を持ち、自ら行動できる児童
かわさき教育プラン	

**[目指す学校像]**  
 ・笑顔があふれ、楽しさが実感できる学校  
 ・子どもが主体的に活動する学校  
 ・保護者・地域から信頼される学校

**[目指す教職員像]**  
 知) 哲学・謙虚さを持ち、主体的に研鑽する教職員  
 徳) 児童理解に努め、一人ひとりを大切に作る教職員  
 体) 子どもから学ぶ姿勢を持ち、ともに行動できる教職員  
 地域) 地域・保護者から信頼される教職員

**学校経営の4つの基本方針**

<b>育成指針①</b> 主体的に学習に 取り組める児童の育成	<b>育成指針②</b> 豊かな心を 持てる児童の育成	<b>育成指針③</b> 健やかな体を持ち、 自ら行動できる児童の育成	<b>育成指針以外の経営方針</b> 地域とともにある 安全・安心な学校づくり
<b>(1) すべての子どもが安心して、                  主体的に学習に取り組める環                  境をつくる</b>	<b>(2) 子どもの考えや思いを                  尊重し、個別最適な支援                  の充実を図る</b>	<b>(3) 学年・学級において、子                  どもの考えを生かした                  活動の充実を図る</b>	<b>(4) 保護者・地域から信頼される                  魅力ある学校づくりをする</b>

**今年度の重点目標**

<b>○わかる・楽しい授業づくり</b> ・学習に楽しく取り組むことができ 子育の育成 <b>○主体的・対話的で深い学びの実装</b> ・思考プロセスを大切に授業 展開の構築 ・教え込む授業から子どもたちが 学びとる授業への改善	<b>○豊かな心の醸成</b> ・心の成長の支援 <b>○楽しい学校づくり</b> ・望ましい人間関係の構築の ための支援 ・チーム学校を意識した 児童支援及び他機関連携	<b>○子どもが主体の学校づくり</b> ・子どもたちの創意ある活動の 支援 ・子どもたちの考えや思いの具 現化 ・子どもの可能性を信じて任せ る体制づくり	<b>○地域とともにある学校づくり</b> ・地域との連携・協働 ・学校運営協議会の効果的・効率的 な開催 ・効果的な情報発信 <b>○安全・安心な学校づくり</b> ・様々な想定防災訓練計画 ・個人情報に関する意識の向上
---	---	--	--

**★重点目標に向けた具体的な取**

○GIGA 端末を効果的に教育活 動に生かすための教職員のスキル アップ・ブラッシュアップ ※R8. GIGA スクール構想推進協力校  ○自主性をベースに、主体性を意 識した授業実践  ○「ともに学び合い、自ら学び続け る子」(研究テーマ)の育成  ○子ども主体の学びの実践 <b>重要なファクター</b> ・子どもがどう学んだか ・子どもに委ねる姿勢 ・多様性の包摂 ・理解を深めたり、視野を広げたり するための、子どもの質問に対 する問い返し  ○R7より若葉研修実施 ・2校目異動者がファシリテータ ー※受講は本校3年目以下  ○サキドリ教育課程の学校裁量の 時間を生かした自律的な学習 (自己選択学習)の実施	○自己肯定感を高める支援 ○レジリエンス(困難を乗り越え 回復する力)を高める支援 ※オウム返しでの支援など  ○児童の教育相談実施 ※アンテナを張るではなく、ソ ナーで探知の姿勢  ○心の成長を意識した支援 ※各行事で古川の心についての アンケートをR7から実施  ○きまりを守り、周りのこと を考えて行動できる子の支 援 ※古川スタンダードをもとに  ○いじめ対策 ・実効性のある会議の実施 ・古川の心を中心とした児童の 心の醸成 ・チーム古川で課題解決 ・全職員で問題解決にあたるた めの児童理解の時間設定  ○コーディネーターとカウンセ ラー及びスクールソーシャル ワーカーとの連携	○子どもたちの意見を生かした 係活動や実行委員会、学 級会の充実  ○代表委員会を中心とした主 体的な児童会活動  ○スポーツフェスティバルに おける子どもたちの主体的 な活動(開閉会式の見直し) ※その他の行事でも子どもた ちの主体的な活動になるよ うな環境づくり  ○掲示板、朝会等を活用して 委員会の取り組みを発信  ○子どもたちの意見を取り入 れた異学年での交流活動の 充実※サキドリ教育課程の 学校裁量の時間の利用  ○月ごとの健康課題に応じた 子どもたちの主体的な取組	○学校運営協議会において、実効性 のある学校運営の支援を検討  ○学校運営協議会委員と全職員との 交流を図り、地域と連携しながら 子どもたちの育ちを見守る  ○学校運営協議会委員との意見交流 による学校運営の見直し  ○協議会へ参加した子どもたちの思 いの具現化  ○学習活動・クラブ活動等における 地域人材の活用  ○様々な想定防災訓練の実践  ○安全安心な環境づくり  ○地域・保護者への効果的な情報発 信(ミマモルメ・学校学年だより・ HP への公開等)  ○個人情報に関わる教職員の意識の 向上
---	---	---	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

## ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

## ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。



7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画の例

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針、重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認、役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・教育相談のねらいと計画の確認、第1回教育相談（児童面談）の実施</li> <li>・第1回教育相談（児童面談）を受けての共有</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・第2回教育相談（学校生活アンケートと児童面談）実施に向けた内容検討</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見、早期対応等についての研修会</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組についての確認</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・第2回教育相談（学校生活アンケートと児童面談）の実施</li> <li>・第2回教育相談（学校生活アンケート結果と児童面談）を受けての共有</li> <li>・情報モラル授業の実施</li> <li>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→教育相談と学校生活アンケートをもとにした情報の共有と児童理解)</li> <li>・保護者面談による情報共有と児童理解</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> <li>・第1回効果測定実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・児童指導に関する職員研修</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・第3回教育相談の実施（アンケート用紙にて実施）</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・第4回教育相談（学校生活アンケートと児童面談）実施に向けた内容検討</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・第4回教育相談（学校生活アンケートと児童面談）の実施</li> <li>・第4回教育相談（学校生活アンケート結果と児童面談）を受けての共有</li> <li>・かわさき共生*共育プログラム、人権尊重教育実施</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・保護者面談の実施（希望制）</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・第2回効果測定実施</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>【学校体制振り返り月間】の取組 ※学校体制の点検、早期対応の原則やいじめの定義などの再確認</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談、児童理解、いじめ防止対策の振り返り</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童の自主性を高める取組

#### [啓発活動]

- ・ 毎月の生活目標による意識づけ
- ・ 人権教育週間での取組
- ・ 全校児童集会での呼びかけ
- ・ 代表委員会によるいじめ防止に向けた活動 集会 ポスター制作・掲示等
- ・ 代表委員会計画のあいさつ運動

#### [交流活動の活性化]

- ・ ペア学年による異学年交流
- ・ 委員会活動（5・6年による異学年交流）
- ・ クラブ活動（4・5・6年による異学年交流）
- ・ 地域教育会議 こども会議
- ・ 小中連携活動
- ・ 幼保小連携活動
- ・ 町内会・子ども会など地域行事での交流活動

### 保護者の取組（PTA 活動）

- ・ 毎朝の登校指導（旗当番）等の見守り活動

### 地域住民の取組

- ・ 地域での見守り活動
- ・ 塚越踏切での地域交通安全員（3名配置）の活動